



ISO 9001  
ISO 14001  
ISO 45001  
ISO 22000  
ISO/IEC 27001  
ISO 55001

# ハンドブック

登録後の手続き

制 定 1999.12.1  
改 訂 日 2020. 8.24

改訂 **17**

**JCQA**

日本化学キューエイ株式会社  
ホームページ：<http://www.jcqa.co.jp>

改訂番号	改訂ページ	ハンドブック改訂内容	日付
10	P,6,7,12,14, 15,18,25,26, 27,28,30,31, 32,33	「エネルギーマネジメントシステム(EnMS)」認証について関連箇所追加	2012/2/10
10-2	P27,28	「登録内容変更届①」、「登録内容変更届②」の様式部分変更	2012/5/14
10-3	P.20	「更新審査 受審のご案内」の変更	2012/8/20
11	P.29~31	「電子版 JCQA 登録申請書」への変更	2012/11/01
12	P.20, P22	「更新審査受審のご案内」「維持審査頻度の希望届」の変更	2012/12/26
13	P.5、26、32 P.7  P.20、P.22 P.24~25 P.29~31	認証書及びレプリカの料金変更(消費税) JCQA 適合マーク、併記マーク使用上の注意 ②マーク類が使用できるもの 3)に注意事項を追加 「更新審査受審のご案内」「維持審査頻度の希望届」の変更 「登録内容の変更について」の内容変更 JCQA 登録申請書の名称変更及び様式変更	2014/4/1
14	P.4、P23 P.9  P.25~26	臨時審査の説明追加 ISO17021 改訂に伴い、マーク類を使用せず文章のみで登録を表示する際の注意の文言追加 変更連絡及び事故・不祥事他の連絡内容の変更	2015/5/15
15	P.12,15	「エネルギーマネジメントシステム(EnMS)」認証について、JAB 認定シンボル削除	2015/9/7
15-1	P.11	名刺に認証対象外の記載内容についての追記	2015/11/25
15-2	P.28~29 P.35~36	登録番号欄に(GHG)追記 「2015 年版改正規格への移行審査」を追加	2016/1/29
16	P.5 P.13 P.15	更新審査時での旧認証書・返却方法の変更 ISMS-AC 認定シンボル(併記マーク)の変更 併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書の ISMS マークの変更	2017/7/31
16-1	P.16	初回維持審査の受審可能期間の変更	2018/1/9
16-2	P.3、7~11、 15、25、27 P.8、14~15 P.6、P.34 P.30	JIPDEC の名称変更に伴い ISMS-AC に変更  ロゴマークの配布データ形式に高画質のイラストレーター PDF 版を追加 認証書、レプリカの「注文書」の様式を変更(料金等詳細追記) 「認証書記載内容確認書」の様式変更に伴い「例」を変更	2018/2/26
16-3	P.5 P.9	認証書をホームページに掲載する場合の注意事項を追記 ホームページ、名刺に認証対象外へ認証が及んでいるとの誤解を与える可能性がある記載がある場合の注意事項の追記	2018/11/22
16-4	P.35~37	移行審査終了の為、関連ページを削除	2019/2/20
16-5	P.5、27、33	認証書及びレプリカの料金表記の変更(税込みから税別へ)	2020/2/5
16-6	P.1,13,14,31 P.4,11  P.19,21	OHSAS18001 を ISO45001 に表記変更(規格改正の為)  A-4 を一部削除(JCQA ホームページ「登録組織リスト」へのアクセス廃止の為) 維持・更新審査各申込書見本のページを削除(受審案内を FAX 送信からメール送信に移行した為)	2020/6/22

改訂番号	改訂ページ	ハンドブック改訂内容	日付
17	P.4,6,7,8,16, 20,25,27,28, 29,33,34 P.5 P.15 P.16,17 P.11 P.12,14,17 P.15 P.19 P.22 P.24 P.26 P.27	エネルギーを削除、アセット MS を追加  認証書送付方法の変更 ISMS-AC 認定(認定番号)情報、ISMS-AC 認定シンボル(併記マーク)の文言の追加と、移行期限後のコメントの追加 JCQA 適合マーク及び併記マーク配付の電子データ形式の変更 新 JAB 認定シンボルへの切り替えのお知らせ 新 JAB 認定シンボルに変更 ISMS-AC 認定シンボル:移行期限後のコメントに変更 労働安全衛生 MS の内容を一部見直し 6.拡大審査、7.縮小を伴う審査を追加 臨時審査、一時停止に関する文言を一部追加 臨時審査に一部文言を追加、11.一時停止、12.復帰を追加 認証書が変更となる対象の4番目を追加	2020/8/24

## はじめに

このハンドブックには、登録後の手続きや、今後の審査におけるお願い等を掲載しております。関係箇所を参照の上ご利用ください。ご不明な点は審査統括部までお問い合わせください。

(MAIL :shinsa-bu@jcqa.co.jp TEL: 03-3580-0951)

### CONTENTS

### 目次

1. 登録後の送付書類	5
2. 認証書について	6
3. JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルの使用規定	8
4. 維持審査	18
5. 更新審査	21
6. 拡大審査	22
7. 縮小を伴う審査	22
8. マニュアルについて	23
9. 登録内容の変更、報道された事故・不祥事等について	24
10. 臨時審査	26
11. 一時停止	26
12. 復帰	26
13. 認証書が変更となるケースについて	27
14. 認証書記載内容確認書について	30
15. 認証書レプリカ販売のご案内	33

#### 「各種 届出、申請書、注文書の 様式」

品質・環境・労働・食品安全・情報・アセット

各マネジメントシステム認証書注文書 . . . 7

JCQA 適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書 . . . 16

併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書 . . . 17

登録内容変更届 ①、② . . . 28~29

認証書記載内容確認書 (見本) . . . 30

品質・環境・労働・食品安全・情報・アセット 認証書レプリカ注文書 . . . 34

## 1. 登録後のJCQAからの送付書類

登録若しくは登録の維持が決定された事業所については、下記の書類を送付します。

### ① 第2段階審査(新規登録)を行なった事業所

1. 判定結果通知書
2. 審査報告書\*
3. ハンドブック～登録後の手続き～
4. 認証書

\*審査報告書は、登録委員会終了後、約1～2週間以内に、基本的には e-mail にてダウンロードする方式でお送りします。(この方式では、e-mail に添付した URL から、PDF 報告書をダウンロードして保管いただけます。ダウンロードは約1年間可能です。)

### ② 更新審査・拡大審査等を行なった事業所

1. 判定結果通知書
2. 審査報告書\*
3. 認証書

\*審査報告書は、登録委員会終了後、約1～2週間以内に、基本的には e-mail にてダウンロードする方式でお送りします。(この方式では、e-mail に添付した URL から、PDF 報告書をダウンロードして保管いただけます。ダウンロードは約1年間可能です。)

### ③ 維持審査を行なった事業所

1. 判定結果通知書
2. 審査報告書\*

### ④ 臨時審査を行なった事業所

1. 判定結果通知書
2. 審査報告書\*

#### 審査報告書\*に含まれる書類

第2段階審査、更新審査、維持審査、維持拡大審査とも以下の書類を含みます。

- ・ 総括審査報告書
- ・ 審査計画書
- ・ 部門別審査項目、観察点集計表
- ・ 不適合・是正報告書 等
- ・ 会議議事録
- ・ 出席者リスト
- ・ その他(地図、組織図等)

※ 環境、労働の審査報告書につきましては、受審企業様からご提出いただいた契約事項・環境情報確認書等の資料は、送付致しません。

#### 登録情報の確認について

必要な際は、下記審査統括部宛にご連絡ください。情報を提供します。

MAIL : ninsyosyokakunin@jcqa.co.jp TEL : 03-3580-0951

## 2. 認証書について

認証書は、新規登録及び更新審査時並びに更新拡大審査・維持拡大審査等、認証書の表記に変更があった場合に和文の正本を発行します。（認証書発行手数料は下記の通りです。）

### 発行手数料、注文方法、お支払い方法

#### ① 発行手数料

認 証 書 類	発行手数料(税別)
和文[正本] 【新規登録、更新及び更新拡大、維持拡大等】審査で認証書を発行する場合)	審査料金請求時の登録料金(新規)、登録更新料金(更新及び更新拡大等)、登録内容変更料金(維持拡大等)となります。
和文[正本]【社名変更、住所変更等】	¥10,000
和文[副本]	¥3,000
英文[正本]	¥10,000
英文[副本]	¥3,000

(注)1. 正本は1通しか発行できません。(副本はご希望数を発行致します。)

(注)2. 副本は正本の写しです。(和文は[副]、英文は[COPY]という文字が記載されています。)

(注)3. 英文[副本]のみの発行はできません。

#### ② ご注文方法

『認証書注文書[品質、環境、労働、食品、情報、アセット)』(7ページ)に発注枚数、送付先住所をご記入の上、ご注文ください。

認証書(副本)の追加注文は随時承ります。

#### ③ お支払い方法について

認証書納品時に請求書を同封致します。

弊社指定の銀行へお振込みください。

振込手数料は貴社にてご負担いただきたくお願い申し上げます。

### 使用上の注意事項

#### ① 掲示方法

認証書は『認証書』と『付属書』の一对で正式な証書となります。掲示する場合は、必ず両方を並べて掲示してください。ホームページに掲載する場合は、コピーを審査統括部に送付願います。

#### ② 認証書のコピー

認証書の正本はコピーしても構いませんが、必ず「コピー」、「(写)」等記載し、正本とはっきり見分けがつくようにしてください。

#### ② 旧認証書の返却について

**更新時での発行に限り、旧認証書の返却は不要です。各受審組織様で必ず破棄処分をしてください。**  
変更等により新しい認証書が発行され、お手元に届きましたら、有効期限の有無に関らず、旧認証書の正本(認証書・付属書)を同封の返信用封筒にてJCQA 審査統括部宛に返却してください。  
また認証の取消、返上等があった場合も、正本(認証書・付属書)を返却してください。

記入日: 年 月 日

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
 MAIL : ninsyosyokakunin@jcqa.co.jp  
 (TEL:03-3580-0951 FAX:03-3580-0974)

**品質・環境・労働・食品・情報・アセット各マネジメントシステム認証書注文書**

認証書種類	発行部数	備 考
和文(正本)	1部	10,000円
和文(副本)	部	3,000円
英文(正本)	部	10,000円
英文(副本)	部	3,000円

(税別)

ご希望の項目にを入れてください。 品質 環境 労働 食品 情報 アセット

登録番号: JCQA-

貴社名:

受審事業所:

《送付先住所》

住 所:〒

所属部署:

担当者名:

電話番号:           —           —

- ご記入いただきましたお客様の個人情報は、法令に基づいて、弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整、並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

JCQA記入欄

受付日	発注日	発送日	請求書発行	受付 No.	納品書 No.	請求書 No.
月 日	月 日	月 日	月 日			

### 3. JCQA適合マーク・JAB及び ISMS-AC 認定シンボルの使用規定

審査登録後は、登録されたマネジメントシステムに関して、JCQA 適合マーク及び併記マーク(JCQA 適合マークと JAB または ISMS-AC 認定シンボルの併記)を使用することができます。これらをマーク類といいます。以下の項目を参照の上、ご使用ください。

#### 使用手順

- ①「JCQA 適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(16ページ)または「併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(17ページ)を提出してください。受領後 2～3 日程度で、電子データをメールにて送信致します。
- ②JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルの使用条件を定めた手順書を作成してください。
- ③マークの使用に関し、以下のように管理するようにお願いします。
  - ・インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体にマーク類を引用する場合、JCQA の要求事項を順守してください。
  - ・JCQA が認証の一時停止又は取消しを行った場合、JCQA の指示に従い、すべての広告物からマーク類を削除してください。
  - ・認証の範囲が縮小された場合、全ての広告物を修正してください。
  - ・製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されていると誤解を招くようなマーク類の使用は出来ません。
  - ・認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方は出来ません。親会社等の他者による使用も出来ません。
  - ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、また社会的信用を失墜させるようなマーク類の使用は出来ません。

#### JCQA適合マーク、併記マーク使用上の注意

- ①使用できるJCQA適合マーク、併記マーク
  - 1) 品質、環境、労働、食品、情報セキュリティ、アセットの各マネジメントシステムに登録された事業所は、該当する JCQA 適合マークを使用できます。
  - 2) 品質、環境マネジメントシステムに登録した事業所は、該当する JCQA 適合マークと JAB 認定シンボル、情報セキュリティマネジメントシステムに登録した事業所は、該当する JCQA 適合マークと ISMS-AC 認定シンボルを併記して使用できます。その場合は「併記マーク」として使用してください。  
**※JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルは単独では使用できません。**
  - 3) JCQA が認定を受けていない分野については、JAB 認定シンボルは使用できません。その場合は、JCQA の認定範囲が拡大された後の維持審査以降、使用できるようになります。(JCQA が発行した認証書の左下に、JAB 認定シンボルが記載されている場合に使用できます。)
- ②マーク類が使用できるもの
  - 1) 封筒、便箋等の文書・印刷物
  - 2) 新聞、雑誌等の広告
  - 3) カタログ、会社案内等のパンフレット(製品カタログに使用する場合、表紙等の個々の製品を認証していると誤解される位置には、使用できません。)
  - 4) ホームページ・ウェブ等のインターネット媒体
  - 5) 社屋、旗、看板等の広告
  - 6) 名刺(登録された組織に所属している人に限る)



③マーク類が使用できないもの

製品自体の認証と誤認される恐れがあるものは使用できません。

例 1: 製品(直接表示)、見積書、コンテナバッグ、車両\*

※車両は活動範囲により使用できる場合がありますので、ご相談ください。

例 2: 試験成績書、校正証明書等の各種証明書

(ただし、上記書類に直接使用することはできませんが、送り状に表示することは可能です。)

なお、これらに JCQA 適合マーク、JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルを使用することはできませんが、文章でマネジメントシステム登録を表示することはできます。その場合は、製品認証と誤認される恐れのある不的確な言及や表記とならないように注意してください。

④表示方法(JCQA 適合マーク)

1) JCQA 適合マークは適用規格と登録番号を表示してください。(12ページ参照)

2) 企業全体で登録していない場合は、適用規格と登録番号に加え、登録した事業所名も表示してください。特に、総合カタログや会社案内等で、登録範囲外の事業所、製品、サービスを含む場合は、登録の対象範囲がわかるように表記してください。

⑤表示方法(JAB 及び ISMS-AC 認定シンボル)

1) JAB 認定シンボルは JCQA の認定番号(CM003)、ISMS-AC 認定シンボルは JCQA の認定番号(ISR026)を表示してください。(12、14～15ページ参照)

2) JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルは、JCQA が JAB または ISMS-AC より認定を受けたことを示すシンボルです。登録組織が、JAB または ISMS-AC の認定を受けたと誤解されないように使用してください。

⑥電子データの使用方法

JCQA 適合マーク及び併記マークは電子データで配付します(無償)。

ご希望の方は、

「JCQA 適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(16ページ)

「併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(17ページ)

をご提出ください。JPEG 形式の電子データを電子メールにて送付致します。

1) JCQA から送付したファイルを分解して個別に使用したり、組み替えて使用したりしないでください。

2) JCQA から送付したファイルの保存形式や解像度を、低下させずにホームページやその他の電子媒体に使用してください。

3) 電子データの複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理をしてください。

⑦清刷(紙媒体)の配付は、行いません。(電子データのみ)

⑧外部業者への電子データの提供について

1) 印刷物やホームページの作成を外部業者へ依頼する際は、提供先の外部業者の一覧を作成し、JCQA が要求した場合は提示できるようにしてください。

2) 提供先外部業者に電子データの複製の保護及び漏洩防止のための適切な管理を行うことを要求してください。

3) 印刷物やホームページ作成以外で JCQA 適合マーク、JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルの電子データを他者へ提供することはできません。

⑨適用期間、使用状況の確認及び違反に対する処置

- 1) 登録の有効期間のみ使用できます。  
抹消日以降は、マーク類の使用は出来ませんので、全ての広告物(印刷物や web サイト)から JCQA 適合マークや JAB 認定シンボルを削除してください。
- 2) 次の場合には使用を中止してください。
  - ・ JCQA が JAB または ISMS-AC 認定の一時停止・取り消し並びに認定範囲の縮小となった場合
  - ・ JCQA から登録者が認証取消となった場合
 また、JCQA 適合マーク、JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルを表記した関連物は完全に消去または廃棄し、廃棄を完了した旨の報告を書面にて提出してください。外部業者に電子データを提供している場合も同様の措置をとってください。
- 3) 登録者がマーク類の使用条件を定めた手順書を作成し、その通り管理していることを維持審査・更新審査で確認します。その際に、使用に関して違反していた場合、またはその恐れがある場合は、是正を勧告します。
- 4) なお、是正がなされていない場合は、「認証書等の使用の是正勧告書」で是正を勧告するとともに、認証書等の使用の停止を通知します。是正処置が勧告書の期限内になされていない場合は、JCQA は認証書、JCQA 適合マーク、JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルの使用禁止、認証の取消または法的処置等、適切な処置を講じます。

⑩認定シンボルが変更になった場合

認定シンボルが変更になった場合は、JCQA から連絡致します。所定の期間内に使用しているものの在庫を確認いただき、シンボルマークの更新をお願い致します。

**マーク類を使用せず文章のみで登録を表示する際の注意**

製品の包装や宣伝用資料に、文章のみでマネジメントシステム登録を表示することができます。尚、表示には以下の次項を含めるようにしてください。

- 1) 被認証組織の特定(例えば、ブランド、名称)
- 2) マネジメントシステムの種類(例えば、品質、環境)及びその適用規格
- 3) 認証書の発行機関(JCQA)

また、ホームページや名刺においても、登録範囲外の人でも文章のみで表示することができます。その場合、認証対象外へ認証が及んでいるとの誤解を与える可能性のある記載がある場合は、認証対象サイト及び活動(若しくは認証対象外サイト及び活動)が識別出来るような表記をしてください。

## JAB 認定シンボル切り替えのお願い

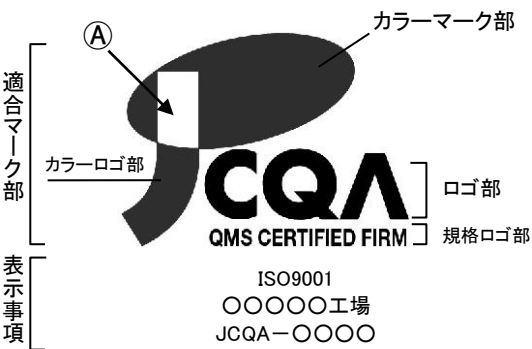
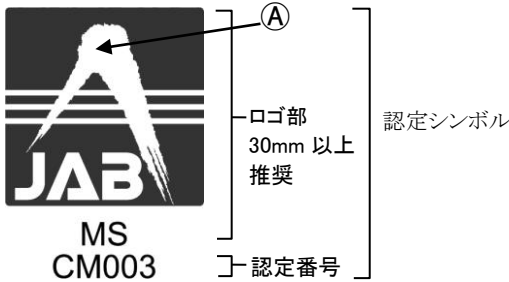
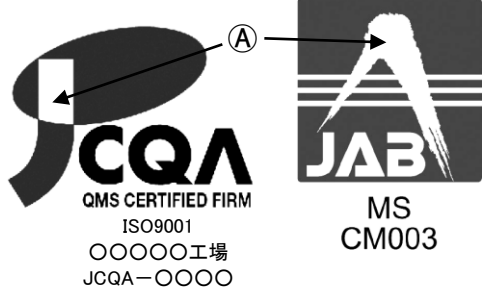
JAB 認定シンボルの取り扱いが変更されました。

新 JAB 認定シンボルへの移行期間終了日の **2024 年 2 月 29 日までに** 名刺、会社案内、ホームページ等に使用している JAB 認定シンボルの切り替えをお願い致します。

	旧	新
J A B 認定シンボル		
変更点	MS と JAB の記載位置が変わりました。	
使用期限	2024 年 2 月 29 日 (2020 年 9 月から使用を開始しております)	
申し込み方法	P.17 に掲示の 「併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」にてお申し込みください。	
配付方法	電子データで配付。(形式：JPEG)	

※マーク類のご使用方法はハンドブックの P. 8～P.17 に記載の通りです。ご参照ください。  
(ハンドブック P.12、P.14、P.17：新たな JAB 認定シンボルを記載。)

JCQA 適合マーク、JAB 認定シンボルの使い方

<p>マーク／シンボル</p>	<p style="text-align: center;"><b>JCQA 適合マーク</b></p> 	<p style="text-align: center;"><b>JAB 認定シンボル(単独使用不可)</b></p> 
<p>①A部分は原則白色であるが、単色刷りの場合は①A部分は下地の色でも構いません。但し明確にマークが識別出来るようにしてください。</p>		
<p>表示事項 (配置)</p>	<p>上記のように JCQA 適合マーク部の下に規格、登録番号、事業所名等を表示してください。 詳しくは、「④ 表示方法(適合マーク)」(8 ページ)、若しくはマーク使用例(14～15ページ)を参照してください。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ず JCQA 適合マークと併記して使用してください。</li> <li>・ JCQA 適合マークと JAB 認定シンボルの併記の位置を変えることはできません。</li> <li>・ 詳しくはマーク使用例(14～15ページ)を参照してください。</li> </ul>
<p>大きさ</p>	<p>拡大または縮小する場合は、適合マーク部と表示事項の比率が同じである必要はありませんが、それぞれ同一の比率(1:1)で行ってください。 (縮小する場合は、JCQA 適合マークの表示事項や、JAB 認定シンボルの認定番号の文字がつぶれず明瞭に表示できる範囲で行ってください。)</p>	
<p>色</p>	<p><b>【カラーロゴ部、カラーマーク部】</b></p> <p>① 基本色：          (1) 印刷物 … 緑色(DIC389) または、その近似色          (2) ホームページ… 上記基本色 RGB 値へ変更した近似色で使用してください。          ② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー)：          黒色、灰色、金色、銀色          青色(マンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ DIC579、PANTONE 300C、または、その近似色)</p> <p><b>【ロゴ部、規格ロゴ部】</b> 黒色</p>	<p>地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。</p> <p><b>【ロゴ部】</b></p> <p>① 基本色：          (1) 印刷物 … マンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ DIC579、PANTONE 300C または、その近似色          (2) ホームページ… 上記色指定コードを RGB 値へ変更した近似色で使用してください。          ② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー)：          黒色、灰色、金色、銀色</p> <p><b>【ロゴ部、認定番号】</b> 黒色</p>

JCQA 適合マーク、JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルを使用した名刺・宣伝用資料等のデザイン案をメールいただければ、事前に内容を確認させていただきます。

その他ご質問等ございましたら、JCQA 審査統括部にお問い合わせください。

(JCQA 審査統括部 MAIL : logo-mark@jcqa.co.jp TEL:03-3580-0951 FAX:03-3580-0974)

Q&A

～よくある質問と回答～

- Q-1 『付属書』に記載された関連事業所・関連会社は JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルが使えますか？
- A-1 使えます。付属書に記載されている関連事業所・関連会社は、『認証書』に記載された主登録組織と同じマネジメントに基づいて活動しているため、JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルが使えます。
- Q-2 総合カタログ、会社案内、封筒、ホームページ等に JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルが使えますか？
- A-2 使えます。ただし、事業所及び製品が全て認証範囲内でない場合（一部が認証範囲内の場合）、どの事業所、どの製品が認証範囲か（または非範囲か）を明確に識別してください。また、製品自体の認証と誤認されないよう使用してください。
- Q-3 建物の玄関や出入口に掲げる看板・銘板に JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルを表示したいのですが、使えますか？
- A-3 登録事業所では使えます。
- Q-4 『認証書』『付属書』の原本をコピーして、関連事業所・関連会社または関係先に配布できますか？
- A-4 できます。この場合は、コピーしたものに、識別のため「コピー」、「(写)」等と表記してください。
- Q-5 登録取り下げを希望した場合、認証書及び JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルの取り扱いはどうにしたらよいですか？
- A-5 登録取り下げの旨、書面で管理部まで提出してください。その後、JCQA より手続き※についてご連絡致します。  
※ 認証書の返却、及び JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルの使用停止
- Q-6 測定器の校正証明書や検査の試験成績書等に JCQA 適合マーク・JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルが使えますか？
- A-6 いずれも使用できません。製品(数値)を認証していると誤解される恐れがあるので、使用できません。(9ページの「㊦マーク類が使用できないもの」参照)
- Q-7 名刺に JCQA 適合マーク、JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルは使えますか？
- A-7 使用できます。ただし、登録を受けた対象範囲の方のみ使用できます。尚、名刺に認証対象外の組織を記載する場合は、当該組織が認証対象外であることがわかるような記載をしてください。
- Q-8 JCQA 適合マーク、JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルに記載の文字やデザインを変えたりできますか？
- A-8 できません。電子データに記載の通り表示してください。  
ただし、12ページの JCQA 適合マークの表示事項(規格、事業所名、登録番号)は、位置や大きさを変えられます。その際は文字が判別できる範囲で変更してください。

例: ISO9001  
 ○○○○事業所 } は変更可  
 JCQA-○○○○ }

- Q-9 JCQA 適合マーク、JAB 及び ISMS-AC 認定シンボルは縦に並べて記載できますか？
- A-9 JAB 認定シンボルは、縦に並べることはできません。14～15ページの使用例の配置で使用してください。ただし、ISMS-AC 認定シンボルについては、JCQA 適合マークに隣接していれば、縦に配置しても OK です。

マーク使用例

	JCQA 適合マーク	JAB 認定シンボル(併記マーク)
<p>品質マネジメントシステム ISO9001 (JIS Q 9001)</p>	 <p>QMS CERTIFIED FIRM ISO 9001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇</p>	  <p>QMS CERTIFIED FIRM ISO 9001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p>
<p>環境マネジメントシステム ISO14001 (JIS Q 14001)</p>	 <p>EMS CERTIFIED FIRM ISO 14001 〇〇〇〇事業所 JCQA-E-〇〇〇〇</p>	  <p>EMS CERTIFIED FIRM ISO 14001 〇〇〇〇事業所 JCQA-E-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p>
<p>労働安全衛生 マネジメントシステム ISO45001 (JIS Q 45001)</p>	 <p>OH&amp;SMS CERTIFIED FIRM ISO 45001 〇〇〇〇事業所 JCQA-O-〇〇〇〇</p>	
<p>品質・環境 マネジメントシステム 両方を登録している 事業所 ISO 9001・14001</p>	 <p>QMS, EMS CERTIFIED FIRM ISO 9001、ISO 14001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-E-〇〇〇〇</p>	  <p>QMS, EMS CERTIFIED FIRM ISO 9001、ISO 14001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-E-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p>

マーク使用例

	JCQA 適合マーク	ISMS-AC認定シンボル(併記マーク)
<p>品質・環境・ 労働安全衛生 マネジメントシステムを 登録している事業所 ISO 9001・14001 ISO45001</p>	 <p>QMS, EMS, OH&amp;SMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO 14001 ISO 45001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-E-〇〇〇〇 JCQA-O-〇〇〇〇</p>	
<p>食品安全 マネジメントシステム ISO22000</p>	 <p>FSMS CERTIFIED FIRM ISO 22000 〇〇〇〇事業所 JCQA-F-〇〇〇〇</p>	
<p>情報セキュリティ マネジメントシステム ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001)</p>	 <p>ISMS CERTIFIED FIRM ISO/IEC 27001 〇〇〇〇事業所 JCQA-S-〇〇〇〇</p>	 <p>ISMS-AC ISMS ISR026</p> <p>↑ ※移行期限を過ぎましたので、 必ずこの ISMS-AC 認定シンボル を使用してください。</p>
<p>品質・食品安全 マネジメントシステム 両方を登録している 事業所 ISO 9001・22000</p>	 <p>QMS, FSMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO 22000 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-F-〇〇〇〇</p>	
<p>品質・情報セキュリティ マネジメントシステム 両方を登録している 事業所 ISO 9001 ISO/IEC 27001</p>	 <p>QMS, ISMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO/IEC 27001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-S-〇〇〇〇</p>	

年 月 日

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行

MAIL : logo-mark@jcqa.co.jp

(TEL: 03-3580-0951 FAX: 03-3580-0974)

JCQA 適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書



下記遵守事項に同意の上、JCQA 適合マークのデータ送付を依頼します。

登録番号	(品質)JCQA-	(環境)JCQA-E-	(労働)JCQA-O-
	(食品)JCQA-F-	(情報)JCQA-S-	(アセット)JCQA-A-
貴社名	事業所名		
提出者名	TEL		
E-Mail			

1. 次のご希望の規格にチェック☑を入れてください。

- 1. 品質 (ISO9001)
- 2. 環境 (ISO14001)
- 3. 労働 (ISO45001)
- 4. 品質/環境 (ISO9001/ISO14001)
- 5. 品質/労働 (ISO9001/ISO45001)
- 6. 環境/労働 (ISO14001/ISO45001)
- 7. 品質/環境/労働 (ISO9001/ISO14001/ISO45001)
- 8. 食品 (ISO22000)
- 9. 品質/食品 (ISO9001/ISO22000)
- 10. 情報 (ISO/IEC 27001)
- 11. 品質/情報 (ISO9001/ISO/IEC 27001)
- 12. アセット (ISO55001)
- 13. その他

▶ JPEG 形式の電子データを配付致します。

2. 適合マークの使用に関し以下の点に注意して管理する。

- ・マーク関連の使用条件に関する手順書を定め、使用状況を管理する。
- ・適合マークを縮小または拡大して使用する場合は、縮小または拡大後のそれぞれの部分を同一比に作成する。
- ・適合マークの色等は指定どおりとする。
- ・インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等(名刺含む)のコミュニケーション媒体に適合マークを引用する場合、JCQA の要求事項を順守する。
- ・適合マークについて、誤解を招く方法で使用しない。また親会社等の他者による使用もしない。
- ・JCQA が認証の一時停止又は取消しをした場合、JCQA の指示に従い、すべての広告物から適合マークを削除する。
- ・認証の範囲が縮小された場合、全ての広告物を修正する。
- ・製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているような誤解を与える方法で、適合マークの使用をしない。
- ・認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方をしない。
- ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、また社会的信用を失墜させるような適合マークの使用をしない。
- ・マーク類の使用は登録の有効期間のみとする。登録抹消日以降は、全ての広告物(印刷物や web サイト)から JCQA 適合マークを速やかに削除する。

申請者  
会社名 \_\_\_\_\_

管理責任者 \_\_\_\_\_ 印

- データは依頼受領後 2~3 日程度で送信致します(無償)。
- ご記入いただきましたお客様の個人情報は、法令に基づいて、弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整、並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。



年 月 日

(マーク例)



日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
 MAIL : logo-mark@jcqa.co.jp  
 (TEL. 03-3580-0951 FAX: 03-3580-0974)

**併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書**

下記遵守事項に同意の上、併記マーク(JCQA 適合マークと JAB または ISMS-AC 認定シンボルの併記)データの送付を依頼します。

登録番号	(品質)JCQA-	(環境)JCQA-E-	
	(情報)JCQA-S-		
貴社名		事業所名	
提出者名		TEL	
E-Mail			

1. 次のご希望の規格に項目にチェック☑を入れてください。

1. 品質(ISO9001)     2. 環境(ISO14001)     3. 品質/環境(ISO9001/ISO14001)  
 4. 情報(ISO/IEC 27001)     5. その他

▶ JPEG 形式の電子データを配付致します。

2. 併記マーク(JCQA 適合マークと JAB または ISMS-AC 認定シンボルとの併記)の使用に関し以下の点に注意して管理する。

- ・マーク関連の使用条件に関する手順書を定め、使用状況を管理する。
- ・JAB または ISMS-AC の認定シンボルは、JCQA 適合マークと併記して使用する。
- ・併記マークを縮小または拡大して使用する場合は、縮小または拡大後のそれぞれの部分を同一比に作成する。
- ・併記マークの色等は指定どおりとする。
- ・印刷物・ウェブサイト等を作成している外部業者に、JAB または ISMS-AC 認定シンボル(併記マーク)の電子データを提供した場合、当該外部業者に、当該電子データの保護および漏洩防止のため適切な管理を行うよう要求する。
- ・当該電子データを提供した外部業者の一覧を備え、JCQA が要求した場合、提示できるようにする。
- ・インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等(名刺含む)のコミュニケーション媒体に併記マークを引用する場合、JCQA の要求事項を順守する。
- ・併記マークについて、誤解を招く方法で使用しない。また親会社等の他者による使用もしない。
- ・JCQA が認証の一時停止又は取消しをした場合、JCQA の指示に従い、すべての広告物から併記マークを削除する。
- ・認証の範囲が縮小された場合、全ての広告物を修正する。
- ・製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているような誤解を与える方法で、併記マークの使用をしない。
- ・認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方をしない。
- ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、また社会的信用を失墜させるような併記マークの使用をしない。
- ・マーク類の使用は登録の有効期間のみとする。登録抹消日以降は、全ての広告物(印刷物や web サイト)から JCQA 適合マークや JAB または ISMS-AC 認定シンボルを速やかに削除する。
- ・認定シンボルが変更された場合は、JCQA が通知する期限内に変更を行う。

申請者

会社名 \_\_\_\_\_

管理責任者 \_\_\_\_\_ 印

- データは依頼受領後 2~3 日程度で送信致します(無償)。
- ご記入いただきましたお客様の個人情報、法令に基づいて、弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整、並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

## 4. 維持審査

### 維持審査スケジュール

維持審査は原則として次の期間に受審してください。なお、起点日の約6ヶ月前に、JCQAから審査のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所ごとに維持審査の受審期間を記載していますので、その期間内に受審するようお申込みください。

(a) 1年に1回受審する事業所

登録日…認証の決定をした日をいいます

- ①. 新規登録後の初回維持審査 → 「起点日の2ヶ月前～登録日から12ヶ月を超えない日」
- ②. ①以降の全ての維持審査 → 「起点日の2ヶ月前～起点日の1ヶ月後」

(b) 1年に2回受審する事業所 … おおむね起点日の半年後と1年後

【注意】 (b)の場合、第5回目の維持審査実施予定日を起点日から2年半を超えない時期に設定して、更新審査実施日との間があまり接近しないよう設定することをお勧めします。

#### 「例」(a)の①の場合

**ISO9001**  
**維持審査 受審のご案内** (送信枚数 全2枚)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 ㊤

さて、御社の維持審査の受審可能期間を下記のとおりご案内致しますので、添付の「維持審査申込書」にご希望日をご記入いただき、締切日: 2018年 1 月 31 日(火)までに、弊社管理部まで返信願います。

敬具 ㊤

記

- 会社名: ○○○○株式会社
- 登録番号: JCQA-○○○○
- 審査予定工数: 1人×2日 (2MD)
- 受審可能日 **1月 21日(火) ~ 3月 21日(金)**

◎受審可能日について (御社 審査起点日: 3月21日、有効期限: 2020年4月20日)

\*維持審査 … 起点日の2ヶ月前 ~ 登録日から12ヶ月を超えない日

◎注意事項

\*受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

\*締切日の1ヶ月後(2月28日)までに、審査日確定の通知が届かない場合は、お手数ですが、弊社担当者に電話でお問い合わせ下さいませようお願い致します。

以上 ㊤

## 維持審査の内容

維持審査において、指定した部門の審査の他、下記の事項を確認します。  
(クロージングミーティングでお伝えしております)

### 品質マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情、製品の適合性、目標と達成状況)
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 環境マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況(環境法規制、著しい環境側面、組織体制、文書管理等)
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情、外部コミュニケーションの記録と管理、目標と達成状況)
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 労働安全衛生マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況(労安法規制、危険源、組織体制、文書管理等)
- ▶ 意図した結果の達成状況(労働安全衛生目標を含むパフォーマンス指標の達成度)
- ▶ リスクアセスメントの実施結果とリスク低減活動等
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ インシデント、不適合の発生状況と是正処置の実施状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 情報セキュリティマネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況(インシデント、ISMS 目的と達成状況)
- ▶ リスク及び機会に対する活動
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## 食品安全マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情への対応、製品適合性の状況、内部・外部コミュニケーション、目標と達成状況)
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ PRP,OPRP、HACCPプラン、検証活動の実施状況
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## アセットマネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況(含む SAMP、財務パフォーマンス他)
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情、アセットポートフォリオの適合性、目標と達成状況)
- ▶ 外部・内部の課題、リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置、予測対応処置、継続的改善の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## 5. 更新審査

### 更新審査スケジュール

更新審査は起点日の3ヶ月前から受審できます。なお、起点日の約6ヶ月前に、JCQAから審査のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所ごとに更新審査の受審可能期間\*を記載していますので、その期間内に受審するようにしてください。

#### 「例」

### ISO14001 更新審査 受審のご案内 (送信枚数 全3枚)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、御社の更新審査の受審可能期間を下記のとおりご案内致します。

(別紙1)「更新審査申込書」に、ご希望日をご記入いただき、

締切日： 2013年1月16日(水) までに、弊社管理部までご返信願います。

また、現在維持審査頻度が年2回の場合で、次回更新審査後年1回にご変更希望の場合には(別紙2)「維持審査頻度の変更希望届」にご記入の上ご返送下さいませよう併せてお願い申し上げます。(ご変更希望のない場合には別紙2のご返送は不要でございます。)

敬具

記

●会社名： ○○○○ 株式会社

●登録番号： JCQA-○○○○

●審査予定工数 2人×2.5日(5MD)

●受審可能期間 **3月 25日(月)** ~ **6月 7日(金)**

※受審可能期間： 審査起点日の3ヶ月前～有効期限までの登録委員会での審議対象となる審査日

御社 審査起点日： 6月23日 有効期限： 2013年7月22日

今回は 7月の登録委員会(8日予定)で承認される必要があります。尚、更新審査終了後、登録委員会までは、不適合の是正計画・承認、報告書作成・承認、事前の検討会等を含む諸手続きのため4週が必要です。

#### ◎注意事項

\* 受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

\* 締切日の1ヶ月後(2月16日)までに、審査日確定の通知が送付されない場合はお手数ですが、弊社担当者に電話でお問い合わせ下さいませよう願致します。

以 上

### 更新審査の内容

- ① 更新審査においては、初回審査と同様に全組織の審査を行います。また、3年間のマネジメントシステムのレビューを行い、有効性と継続性を審査します。
- ② 更新審査報告書を登録委員会審議前に暫定報告書として連絡窓口担当者に送付しますので、問題の無いことを確認してください。

## 6. 拡大審査

既に認証された範囲の拡大をご予定の際は、「登録内容変更届」にて JCQA 管理部までお知らせください。  
(28～29ページ:登録内容変更届はホームページに掲載しています)  
申請内容のレビューを行い、拡大の可否の決定に必要な審査を策定します。

拡大審査は、維持審査、更新審査と合わせて実施する、若しくは、これらの審査とは異なるタイミングで実施することもできます。

組織のMS、組織、又はMSを運営する状況に重要な変更(拡大、法律等の変更)があった場合、初回審査に準じた拡大第1段階審査を加えることがあります。

第1段階審査は、拡大審査の概ね2～3ヶ月前までに受審いただきます。

## 7. 縮小を伴う審査

既に認証された範囲の縮小をご予定の際は、「登録内容変更届」にて JCQA 管理部までお知らせください。  
(28～29ページ:登録内容変更届はホームページに掲載しています)  
申請内容のレビューを行い、縮小を伴う審査に必要な事項が生じる場合には、JCQAから連絡します。

縮小を伴う審査は、維持審査、更新審査と合わせて実施する、若しくは、これらの審査とは異なるタイミングで実施することもできます。

## 8. マニュアルについて

### 審査時に使用するマニュアルについて

審査日が決まり、チームリーダーより連絡がありましたら、審査で使用する最新版のマニュアル(承認印、承認署名のあるもので、紙に印刷したもの)をチームリーダー宛に送付してください。

送付部数は以下の通りです。

- 送付部数 {
- ①審査で使用するマニュアル<sup>※1</sup>…審査員の人数分
  - ②JCQA 電子媒体入力用<sup>※2</sup>…1冊
- ※1…審査終了後に JCQA にて廃棄(シュレッダー処理)します。  
※2…JCQA にて電子媒体に入力後、廃棄(シュレッダー処理)します。

### 改訂版の取り扱いについて

マニュアルは、審査前にチームリーダーより連絡があるまで送付する必要はありません。  
マニュアル改訂の都度 JCQA へ送付する必要はありません。

## 9. 登録内容の変更、報道された事故・不祥事等について

現在登録しているマネジメントシステムに影響を及ぼす下記の変更が生じた場合は、必ず「登録内容変更届」にてJCQA 管理部までお知らせください。(28～29ページ:登録内容変更届はホームページに掲載しています) その内容によっては、認証書の変更手続きが必要になります。(27ページ参照)

※認証書を変更した場合、JAB/ISMS-AC への変更手続きは、JCQA が行います。

また、マスコミに報道された事故・不祥事等があった場合、行政に届け出たリコールがあった場合にもご連絡をお願い致します。必要に応じて臨時審査を行い、その結果によっては一時停止となる場合もあります。尚、ご不明な点がある場合は管理部までご相談ください。(臨時審査、一時停止、復帰については、26ページに記載しています。)

### 品質マネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大/縮小等)  
例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の品質マネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合及び行政に届け出たリコールがあった場合

### 環境マネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大/縮小等)  
例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の環境マネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合

### 労働安全衛生マネジメントシステム

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大/縮小等)  
例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の労働安全衛生マネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合



## 情報セキュリティマネジメントシステム

- ▶ スコープの変更(認証範囲の拡大／縮小等、認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲)
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の情報セキュリティマネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ 法的、商業上、組織上の地位または所有権
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合

## 食品安全マネジメントシステム

- ▶ スコープの変更(認証範囲の拡大／縮小等)  
例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数の食品安全マネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、品質管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合及び行政に届け出たリコールがあった場合

## アセットマネジメントシステム

- ▶ スコープの変更(認証範囲の拡大／縮小等)  
例:アセットポートフォリオの追加・削除、業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数のアセットマネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、管理責任者、連絡窓口者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ マスコミに報道された災害・事故、不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合及び行政に届け出たリコールがあった場合

## 10. 臨時審査

登録維持の期間内に、定期的な維持審査又は更新審査とは別に、下記のような場合に、その内容を審議し、必要があれば、登録維持の適切性について臨時審査を行うことがあります。これらに該当する場合は、速やかにご連絡をお願い致します。

- ・登録維持に影響を及ぼすような災害・事故、不適切行為の発覚、虚偽行為その他の事態が生じ、マスコミに報道された場合
- ・登録維持に影響を及ぼすような行政に届け出たリコールがあった場合
- ・定期的な維持審査又は更新審査以外に改正規格への移行を行う場合
- ・苦情調査の場合
- ・マネジメントシステムの大幅な変更が生じた場合
- ・一時停止とした依頼者のフォローアップを行う場合

臨時審査の詳細は、JCQAからご案内を致します。また、原則として、JCQA から連絡した期間内に臨時審査の受審をお願い致します。

## 11. 一時停止

登録維持の期間内に、下記のような事由があった場合には、認証の一時停止となります。

- ・有効性に関する要求事項を含む認証要求事項に対し、常態化した不適合又は深刻な不適合があった場合
- ・要求された頻度での維持審査又は更新審査が実施されない場合
- ・一時停止の要請があった場合

一時停止後は、6ヶ月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます。一定期間内に解決できない場合は、認証の取り消し、又は認証範囲の縮小の決定を行います。

重大な不適合が検出され、取り消し、一時停止または認証範囲の縮小につながる可能性がある場合、審査チームリーダーは審査部長に報告致します。その場で判断がつかない場合は、もち帰って審査部より見解を述べることになります。

## 12. 復帰

認証が失効した後、未完了だった更新審査を6ヶ月以内に完了し、且つ、登録委員会における更新が可と判定されれば、認証を復帰することができます。

そうでない場合は、6ヶ月以内に第2段階審査を実施して、最終的に再認証活動が完了し、且つ、登録委員会における更新が可と判定されれば認証を復帰することができます。

これらの場の認証書の発行日は、更新決定日、若しくは、その後とし、有効期限は以前の認証の周期に基づきます。

### 13. 認証書が変更となるケースは、以下の通りです。

- 社名、事業所名の変更（事業所の追加・削除を含む）
- 住所の変更※
- 活動範囲の変更
- 新たな製品及びサービスの提供、製品とサービスの境界・業態の変更（委託管理等）

※ 市町村合併による住所変更は「登録内容変更届①」の変更項目欄「所在地(□市町村合併)」にチェック☑を入れてください。認証書発行は、次回更新時とします。  
それまでに新たな認証書が必要な場合は、お申し出ください。(有料)

#### 変更手続き手順

1. 「登録内容変更届①、②」(28～29ページ)を管理部宛に提出してください。
- 2-1. 認証書及び JAB への変更が必要な場合は、JCQA より必要書類を送付しますので、ご記入の上、審査統括部宛に返送してください。

必要書類 {
 

- ・「認証書記載内容確認書」
- ・「品質・環境・労働・食品・情報・アセット各マネジメントシステム認証書注文書」(7ページ参照)

- 2-2. JCQA で次の手続きをします。

- ① JCQA での登録データの変更
  - ② 変更内容に伴う認証書の作成
  - ③ JAB または ISMS-AC へのデータの変更通知
- 注:労働・食品・情報・アセットは、JAB への手続きはありません。

- 2-3. 旧認証書を返却してください。

新しい認証書が届きましたら、旧認証書を同封の返信用封筒にて、審査統括部宛に返却してください。(更新審査時での発行に限り、旧認証書のご返却は不要です。貴社の責任の下、破棄処分をお願い申し上げます。)

#### 認証書変更料金

変更料金は次の通りです。

変更内容	認証書変更料金及び発行手数料(和文・正本)
審査を伴わない変更 (社名、事業所名、住所の変更など)	¥10,000(税別)
審査を伴う場合＝拡大審査等 (事業の拡大、スコープの拡大など)	P.6 の発行手数料をご参照ください。

FAX: 03-3580-0974 JCQA管理部行 (TEL:03-3580-0951)

提出日 年 月 日

**登録内容変更届①**  
( 認証書の記載事項・組織人数 )

**○該当する登録番号をご記入ください。**

登録番号: (品質) JCQA- (環境) JCQA-E- (労働) JCQA-O- (食品) JCQA-F-  
(情報) JCQA-S- (アセット) JCQA-A- (GHG) -

貴社名:	フリガナ( )
事業所名:	提出者名:
部署名:	TEL: FAX:
	E-Mail:

変更事項にチェックをして、変更内容をご記入ください。  
(変更内容が多い場合は、別紙に記入し添付してください。)

- 変更審査が必要になる場合、あるいは工数が増減する場合がございます。その際は見積書を送付致します。
- 認証書の変更手続きが必要な場合は、ご連絡致します。

変更日 :	年	月	日付
-------	---	---	----

項目 <input checked="" type="checkbox"/> してください。	変更前(現行)	変更後
<input type="checkbox"/> 社名		
<input type="checkbox"/> 事業所名		
所在地 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 市町村合併 <input type="checkbox"/> 住所表記		
<input type="checkbox"/> 組織の拡大・縮小、 分割、統合移管		
<input type="checkbox"/> 上記以外の組織変更		
<input type="checkbox"/> 審査対象人員 (25%程度の増減)		
<input type="checkbox"/> 活動範囲の変更 (拡大・縮小)	<b>○新・旧組織図を添付してください。(人数を記載してください)</b>	

⇒ 対外及び顧客向けの文書等があれば添付してください。

※ご記入いただきましたお客様の個人情報は、法令にもとづいて、弊社が実施している審査登録業務に係る連絡・調整・並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

FAX: 03-3580-0974 JCQA 管理部 行 (TEL:03-3580-0951)

提出日 年 月 日

**登録内容変更届②**  
(トップマネジメント・管理責任者・連絡窓口担当者・請求書送付先)

**①該当する登録番号をご記入ください。**

登録番号: (品質) JCQA- (環境) JCQA-E- (労働) JCQA-O- (食品) JCQA-F-  
(情報) JCQA-S- (アセット) JCQA-A- (GHG) -

社名:	フリガナ ( )
事業所名:	提出者名:
部署名:	TEL: FAX:
	E-Mail:

変更日 : 年 月 日付

**② トップマネジメントの変更内容(マネジメントシステム上の経営者)**

事業所名			
所属・役職	【必須】	(フリガナ) 氏名	【必須】

**③ 管理責任者の変更内容**

事業所名			
所属・役職	【必須】	(フリガナ) 氏名	【必須】
TEL		FAX	

**④ 連絡窓口担当者(※請求書送付先を含む)の変更内容 ※お手数ですが、下記項目すべてをご記入ください。**

事業所名			
所属・役職	【必須】	(フリガナ) 氏名	【必須】
E-Mail			
送付先	〒		
TEL		FAX	

**⑤ 請求書送付 ※上記と請求書送付先が異なる場合のみご記入ください。**

送付先	〒		
事業所名 所属・役職	(フリガナ) 氏名	【必須】	請求書送付先への 担当者名の記載 <input type="checkbox"/> 不要
TEL		FAX	

※ご記入いただきましたお客様の個人情報は、法令にもとづいて、弊社が実施している審査登録業務に係る連絡・調整・並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

## 14. 認証書記載内容確認書について(更新・拡大・変更審査等)

更新・拡大・変更審査等、現在登録している内容に変更が生じたとき、「認証書記載内容確認書」を配付します。登録メールアドレス先にお送りします。また印刷用紙でも取り扱い可能です。ご相談させていただきます。

### 「例」

#### 認証書記載内容確認書(品質)

審査番号: JC-審-〇〇〇〇	登録番号: JCQA-□□□□			
※(合体審査に限る。合体する事業所) 審査番号: _____ 登録番号: _____				
審査名称: 第4回更新審査	登録委員会開催時期: 2016年 9月			
①審査日 2016年 7月 4日 ~ 7月 6日	J C Q A 事 務 局 使 用 欄	リーダー	レビューア	審査部長
②審査員 リーダー: 山田 太郎 メンバー: -		印	印	印
③適用規格 : JIS Q 9001:2015 (ISO 9001:2015)		管理部長	登録担当	/
④認定分野 : 12,14		印	印	
⑤認証に関する期日 (1)登録日 : (2)更新日 : 2016年 9月 1日 (3)有効期限 : 2019年 8月 31日 (4)拡大日 : (5)移管日 :		更新日変更欄		
	事業所毎活動範囲	否		
	(摘要)			

#### I. 英文記載必要の確認欄(※どちらか一方を必ず選んでください。)

⑥ 英文認証書、証明書等の発行のご予定がある場合は、必ず、「有」にしてください。

英文が「無」の場合は、英文記載の必要はありません。但し、組織名のみ英文が必要ですので、ご記入ください。

※英文記載必要の有・無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
-------------	------------------------------------	-------------------------

※注文は、添付の注文書にて、別途お申込みください。

#### II. 組織名

(フリガナ、半角)	: エービーシー
和文(全角)	: 株式会社エービーシー
変更欄(フリガナ)	
変更欄(和文)	
英文(半角) (必須)	: Abc Co., Ltd.
変更欄	

Ⅲ. 認証範囲

<p>現行認証書での全 体の活動(認証)範 围(和文)</p>	<p>A及びB製品の開発、製造及び販売</p>
<p>記載内容変更欄 (和文) ※受審組織全体の 活動範囲に変更が あれば記入してくだ さい。</p>	
<p>現行認証書での全 体の活動(認証)範 围(英文)</p>	<p>The Development, Production and Sales of A and B</p>
<p>記載内容変更欄 (英文) ※受審組織全体の 活動範囲に変更が あれば記入してくだ さい。(英文認証書 を希望されない場 合は、記入の必要 がありません。)</p>	

事業所毎明細

★ 事業所 <sub>と</sub> 関連会社	:		認証書記載順	:	1
変更欄	:		記載順変更	:	

事業所名

和文(全角)	:	本社
変更欄	:	
英文(半角)	:	Head Office
変更欄	:	

事業所所在地

和文(〒半角、全角)	:	〒100-0011	東京都千代田区内幸町二丁目2番地1号 日土地内幸町ビル7階
変更欄	:		
英文(半角)	:	Nittochi-uchisaiwaicho Bldg. 7F, 2-2-1, Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-0011, Japan	
変更欄	:		

★ 事業所 <sub>と</sub> 関連会社	:	関連事業所	認証書記載順	:	2
変更欄	:		記載順変更	:	

事業所名

和文(全角)	:	〇〇営業所
変更欄	:	
英文(半角)	:	〇〇Office
変更欄	:	

事業所所在地

和文(〒半角、全角)	:	〒100-0013	東京都千代田区霞が関五丁目3-2 新霞が関ビル11F
変更欄	:		
英文(半角)	:	Shinkasumigaseki Bldg. 11F, 5-3-2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-0013, Japan	
変更欄	:		



## 15. 認証書レプリカ販売のご案内

品質、環境、労働、食品、情報、アセット各マネジメントシステム認証書のレプリカ(ステンレス製)を販売しています。

レプリカの写真は、弊社ホームページをご覧ください。(http://www.jcqa.co.jp)

### ① 認証書レプリカの材質とサイズ[例:和文]



- 外形部分:木製(こげ茶)  
424×515(485)
- プレート部分(認証書、付属書印字板):  
ステンレス材質(SUS-304BA)  
419×298  
旧プレート(軸(足)がシルバー)  
427×306

プレートのみご注文の方へ  
レプリカ木枠の軸(足)の部分をご確認の上、備考欄にしてください。

### ② 価格表 プレート、木枠それぞれ別注文も承ります。

品名	価格(税別)	備考
認証書レプリカ(和文)	¥50,000	2個目からは¥30,000
認証書レプリカ(英文)	¥50,000	〃
プレートのみ(和文)	¥35,000	2個目からは¥15,000
プレートのみ(英文)	¥35,000	〃
木枠のみ	¥15,000	2個目以上も割引なし

※1回の注文で各種2個以上注文された場合のみ割引対象となります。

### ③ ご注文方法

「品質・環境・労働・食品・情報 認証書レプリカ注文書」(34ページに掲載)にてご注文ください。

尚、レプリカは認証書を基にした受注生産品の為、納品はお申し込み後、約2ヶ月でお届けします。

### ④ お支払方法について

認証書レプリカ納品後、請求書を送付致します。弊社指定の銀行口座へお振込みください。  
振込手数料は貴社にてご負担いただきたくお願い申し上げます。

記入日: 年 月 日

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
**MAIL : ninsyosyokakunin@jcqa.co.jp**  
 (TEL:03-3580-0951 FAX:03-3580-0974)

**品質・環境・労働・食品・情報・アセット 認証書レプリカ注文書**

1. 次のご希望の項目にチェック☑を入れてください。

① ご希望の規格:

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 品質 (ISO9001)       | <input type="checkbox"/> 2. 環境 (ISO14001)   |
| <input type="checkbox"/> 3. 労働 (ISO45001)      | <input type="checkbox"/> 4. 食品 (ISO22000)   |
| <input type="checkbox"/> 5. 情報 (ISO/IEC 27001) | <input type="checkbox"/> 6. アセット (ISO55001) |

登録番号:JCQA-

貴社名:

受審事業所:

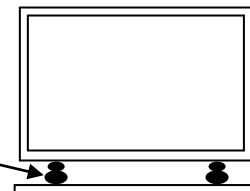
品名	数量	備考
認証書レプリカ(和文)	個	50,000 円/個(同一種 2 個目～:30,000 円)
認証書レプリカ(英文)	個	
プレートのみ(和文)	個	35,000 円/個(同一種 2 個目～:15,000 円)
プレートのみ(英文)	個	
木枠のみ	個	15,000 円

(税別)

注意!

プレートのみご注文の方へ  
 プレートのサイズが 2 種類ありますので、軸(足)の部分がシルバーか木製か備考欄に☑してください。

この部分を  
 ご確認ください。



\*納品先\*

住所:〒

所属部署:

担当者名:

電話番号: - -

● ご記入いただきましたお客様の個人情報、法令に基づいて、弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整、並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

JCQA 記入欄

受付日	発注日	発送日	請求書発行	受付 No.	納品書 No.	請求書 No.
月 日	月 日	月 日	月 日			